

公立鳥取環境大学教職支援委員会規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第11条第1項第11号に規定する教職支援委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長(教育担当)
- (2) 副学長補佐(教育担当)
- (3) 環境学部副学部長
- (4) 人間形成教育センター長
- (5) 教職課程担当教員
- (6) 学長が指名する教職の教科に関する科目を担当する専任教員 2名
- (7) 教職支援室長
- (8) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条各号に掲げる委員のうち、第6号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

- 2 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 前条第3項の規定にかかわらず、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(定足数及び議決)

第6条 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第7条 委員会は次の事項について審議する。

- (1) 教育職員の養成に係る科目に関すること。
- (2) 教育実習に関すること。
- (3) 教員免許状を有する者に係る免許状更新講習に関すること。
- (4) その他教育職員の養成に関する事項で、学長から諮問された事項

(報告)

第8条 委員長は、前条に規定する審議事項の審議結果を学長に報告するものとする。

(構成員以外の出席)

第9条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学務課が行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第19号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規程第27号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第27号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。